

# 税

家屋を取り壊したら  
連絡してください

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、市役所税務グループまで連絡してください。

昨年取り壊した家屋については、来年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらず連絡してください。（電話連絡可）

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をした場合は連絡不要です。

## 問合せ先

困務グループ  
☎5211111（内線245・258・244）

事業を営まれている方  
償却資産申告書の提出

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

①構築物（建物附属設備を含む。） 門、塀、上屋、構内

舗装、広告施設など

②機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など

③船舶 ボート、漁船など

④航空機 セスナ、ヘリコプターなど

⑤車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除く。）

⑥工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

これらの資産を所有している方は、平成26年1月1日現在の資産所有状況を1月31日（金）までに申告してください。

\* \* \*

なお、平成26年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成25年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかった方は、市役所税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用して電子申告ができます。詳しくは、エルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）サポートデスク電話番号☎0570-081459

## 提出・問合せ先

困務グループ  
☎5211111（内線245・258・244）

# 教育

入学通知書の送付

平成19年4月2日から平成20年4月1日までに生まれたお子さんは、4月から小学校へ入学します。

対象となる子どもがいる家庭へは、入学する子どもの氏名・小学校名・入学式の日付などを明記した入学通知書を、1月中旬以降（幼稚園・保育園に在園の方は、各幼稚園・保育園をとおして）送付します。

入学通知書が届かないときや3月31日（月）までに転出・転入・転居を予定している方は、教育委員会学校経営グループへ連絡してください。

また、外国籍の子は、保護者が希望すれば入学できます。

詳しくは、問い合わせください。

## 問合せ先

教育委員会学校経営グループ  
☎5211111（内線311）

## 高浜市のまちづくりココが聞きたい・知りたい！ まちづくりトーク & トーク

まちづくりは、まちの課題を知ることから始まる…。そんな思いから、「まちづくりトーク&トーク」では、市内で活動している10人以上の団体・グループを対象に、市役所職員が市民の皆さんの生活や活動の現場へ出向き、高浜市のまちづくりについて「こんなことが知りたい。」といったテーマに基づいて、市の取組状況や課題などに関する説明、懇談・意見交換を行っています。

日ごろ、市民の皆さんが生活や活動の中で感じているまちづくりの素朴な疑問、「もっとこんなふうにしてみたらどう？」というアイデアなど、いっしょに会話のキャッチボールをしましょう！

**申込方法** 申込書に必要事項を記入のうえ、市役所地域政策グループへ提出  
※開催日時や希望テーマなど、詳しくは問い合わせください。  
※申込書は、公式ホームページからもダウンロード可

**申込・問合せ先** 困地域政策グループ ☎52-1111（内線365）

ぜひ  
申し込んで  
ください！  
【担当者より】

